

物件種目	売地		
所在	阿蘇郡西原村小森小高山		
価格	1200万円	坪単価	約0.5万円
土地面積(公簿)	7709.00m ² (2331.97坪)	ほかに私道面積	—
最寄	バス停「山西小学校前」まで徒歩約13分		
土地権利	所有権	地目	山林
都市計画	都市計画区域外	用途地域	—
建ぺい率	— %	容積率	— %
他の法令上の制限			
引渡条件	現状		
現況	山林	引渡日	相談
接道状況(角地・間口)	北西側公道に約18m接道		
学区	西原村立山西小学校	西原村立西原中学校	
設備			
備考			
会員番号		物件番号	

公益社団法人 全日本不動産協会 福岡県本部 物件資料作成シート



熊本県知事(1)第5883号

ルーツ株式会社

住所

熊本市中央区神水2丁目7番6-103号

電話番号
F A X

096-340-0777
096-340-0778

定休日 土・日・祝

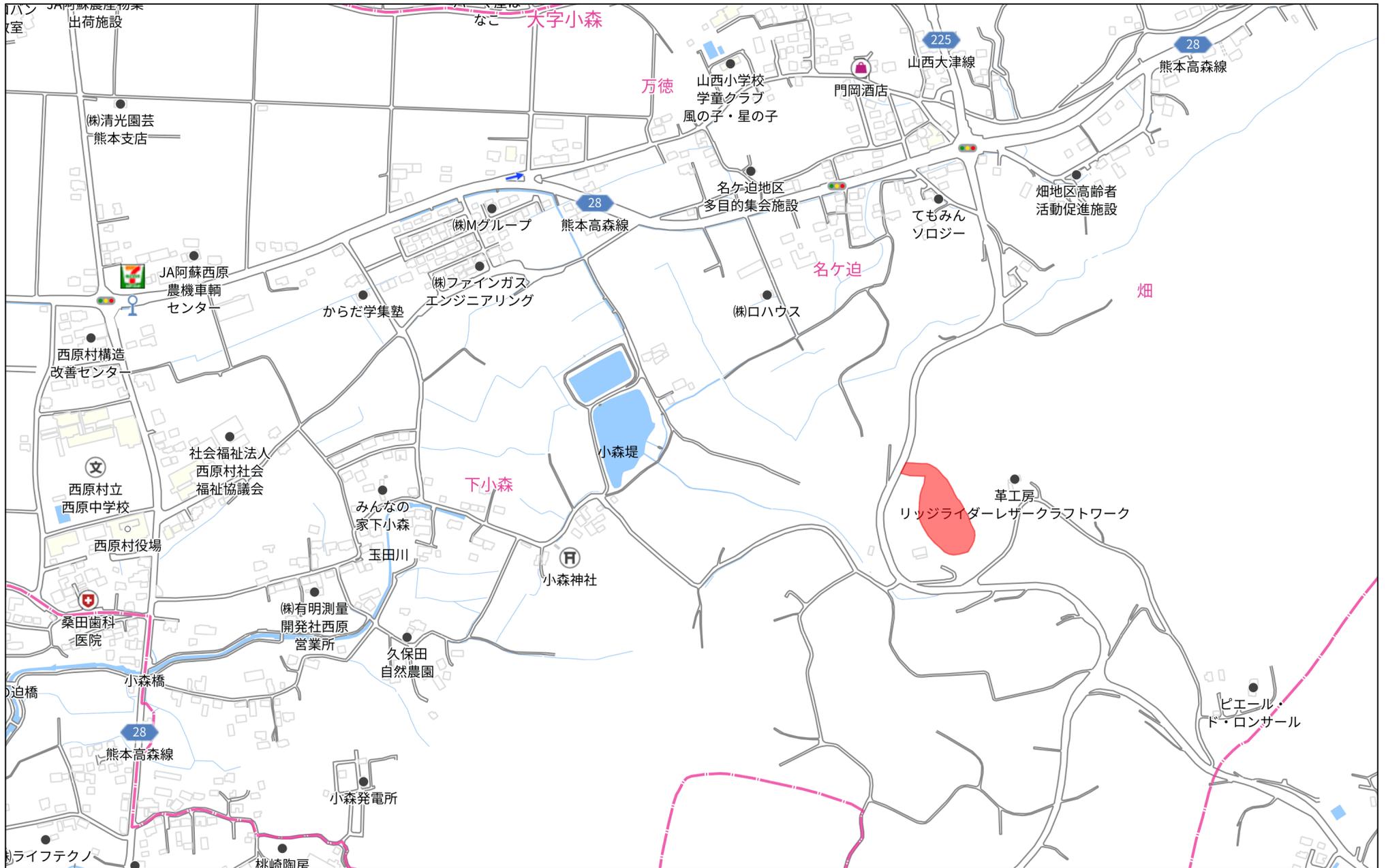
担当者 濱田:090-9075-5378

取引態様
媒介

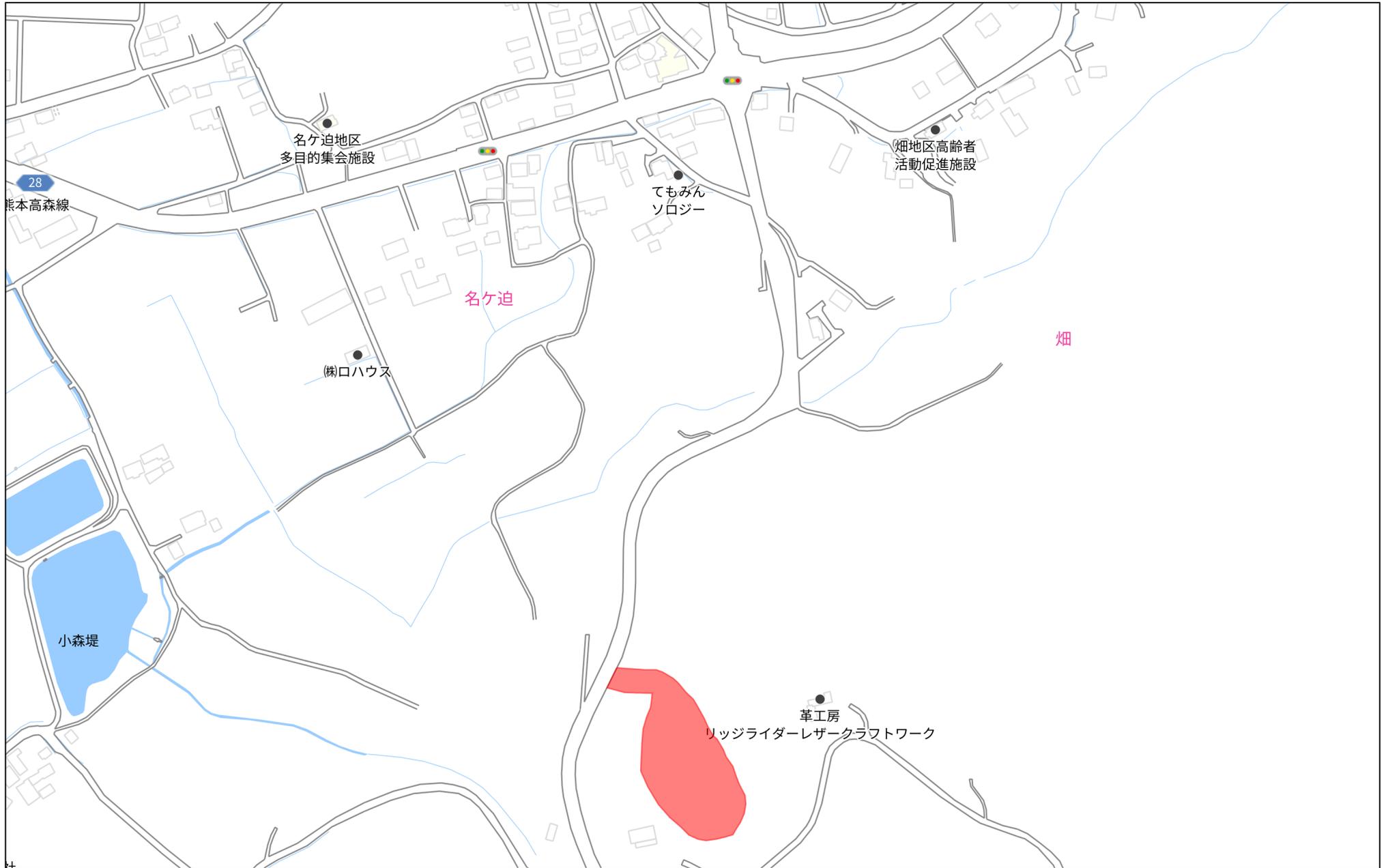
報酬形態
3%+6万円

情報公開日
令和8年2月

物件番号

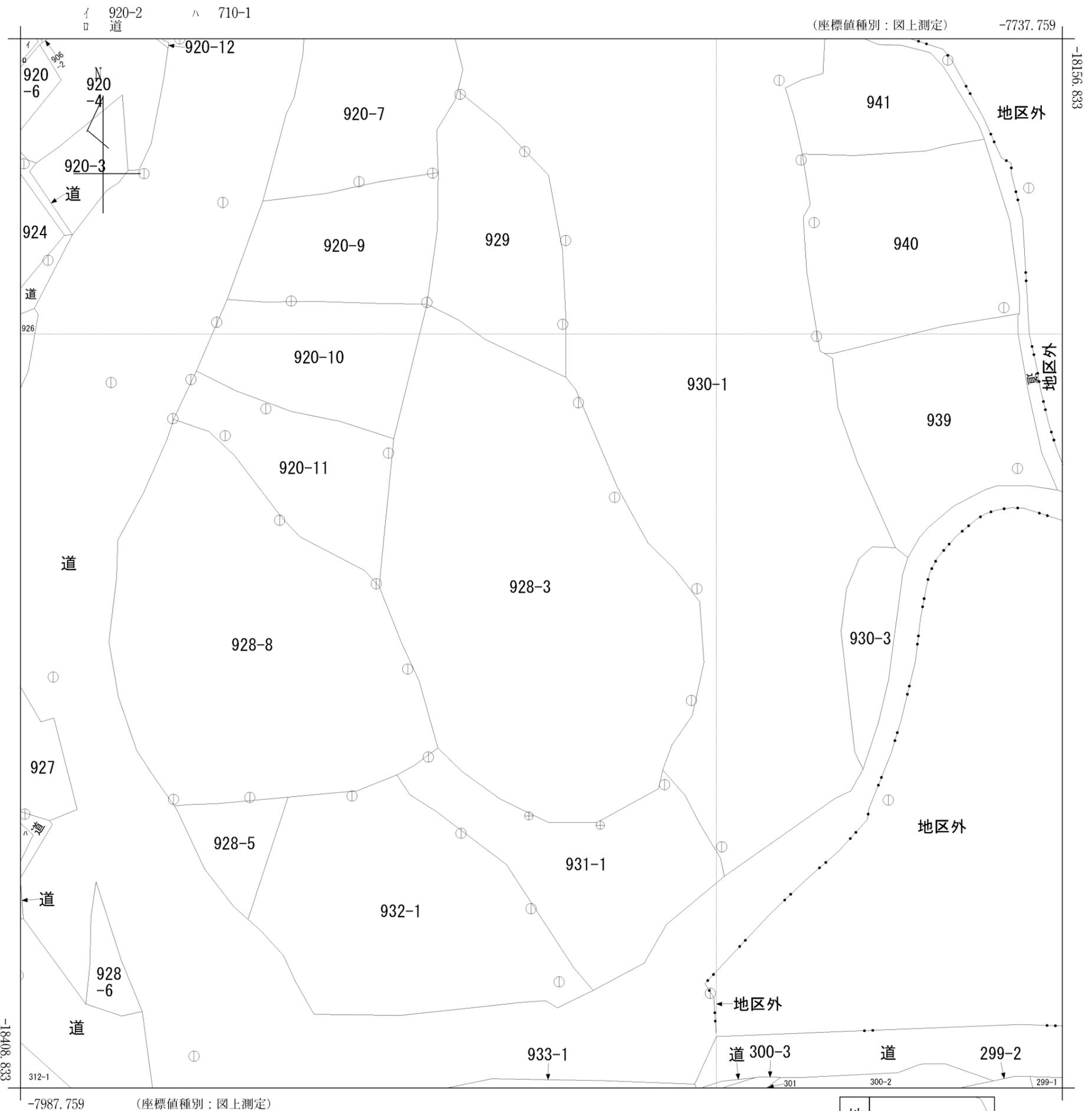


280m



280m

1:4056



(注) 国土交通省による座標補正パラメータ(hisaikihon_H28kumamoto_BL.par)が未公表等の理由により、修正がされていません。
 (注) 国土交通省国土地理院による座標補正パラメータ(kumamoto2016_BL.par)が未公表等の理由により、修正がされていません。



請求部	所在	阿蘇郡西原村大字小森字小高山				地番	928番3			
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成11年8月1日			備付年月日(原図)				補事項		

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年9月10日	不動産番号	3311000016445
地図番号	P21・P31	筆界特定	余白		
所 在	阿蘇郡西原村大字小森字小高山			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
920番10	山林	796:		余白	
余白	余白	764:		③920番10、920番22に分筆 〔平成2年8月21日〕	
余白	余白	1286:		③錯誤 国土調査による成果 〔平成12年10月11日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年9月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成13年12月4日 第13220号	原因 平成13年5月27日相続 所有者 熊本市高平三丁目11番11号 杉本不二男 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年9月10日
2	所有権移転	令和3年7月19日 第15601号	原因 平成14年8月14日相続 所有者 熊本市北区高平三丁目11番11号 杉本和代

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年9月10日	不動産番号	3311000018148
地図番号	P21・P31	筆界特定	余白		
所 在	阿蘇郡西原村大字小森字小高山			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
928番3	山林	4509	:	余白	
余白	余白	6423	:	③928番4を合筆 国土調査による成果 〔平成12年10月11日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年9月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 阿蘇郡西原村大字小森2784番地 杉本不二男 平成12年10月11日登記 順位5番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年9月10日
2	所有権移転	令和3年7月19日 第15601号	原因 平成14年8月14日相続 所有者 熊本市北区高平三丁目11番11号 杉本和代

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。